

「人類に対する犯罪」という概念をめぐる

——カール・ヤスパースとハンナ・アーレント

盛永審一郎

ニュールンベルク裁判で、ナチの犯罪は「戦争に対する犯罪」、「平和に対する犯罪」と「Menschheitに対する犯罪」の三つで裁かれた。この最後の犯罪が「人道に対する犯罪」と一般に理解され、訳されてきた。戦後すぐに、『責罪論』を著したヤスパースもまた「人道に対する犯罪」と書いた。ところが、アイヒマン裁判を傍聴したH. アーレントは、アイヒマンの犯罪は単に「人道に対する犯罪」であるだけではなくて、「人類に対する犯罪」であると指摘した。それは、人間の身分に対する、あるいは人類の本性そのものに対する罪、人類の多様性、すなわちそれなしには「人類」もしくは「人間性」という言葉そのものが意味を失うような「人間の地位」の特徴に対する攻撃、人類の生存そのものを脅かす犯罪のことである。アーレントと手紙のやりとりをしていたヤスパースは彼女の提案をすぐに受け入れ、「人類に対する犯罪」と訂正した。この概念をめぐる二人の思想を展開した。

原題：Über den Begriff „Verbrechen gegen die Menschheit“ bei Karl Jaspers und Hannah Arendt

(富山大学教授)

「3.11」と哲学

——哲学的思惟が覚醒される決定的契機としての3.11と、
「人間である」ことの本質的諸相を見出す根源的方法としてのヤスパース哲学

和田義浩

本発表は上掲の標題に基づき、2011年3月11日に発生した東日本大震災の哲